

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 炬火受皿製作業務委託仕様書

1 件名

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託

2 契約期間

契約締結日から平成31年1月31日（木）

3 目的

本県で開催する第74回国民体育大会（以下「いきいき茨城ゆめ国体」という。）及び第19回全国障害者スポーツ大会（以下「いきいき茨城ゆめ大会」という。）の開・閉会式や市町村が実施する炬火イベント等において使用する炬火受皿の製作を行う。

4 通則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、本業務を実施するにあたり、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「甲」という。）と協議を行い、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、甲と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- (2) 乙は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとする。

5 委託内容

- (1) デザイン（完成イメージ図）の制作
- (2) 最終決定デザインによる実施設計の作成
- (3) 最終決定デザインによる試作品及び完成品の製作と取扱説明書の作成

6 炬火受皿の仕様

- (1) デザイン
笠松運動公園陸上競技場の炬火台をイメージしたものとする。
- (2) 素材
ミニ炬火台としての役割があるため、炬火台と同様に茨城らしさを感じることができる伝統工芸である笠間焼で製作すること。
- (3) 構造
 - ア 幅、奥行、高さ共に40cm程度とすること。
 - イ 固形燃料（直径15cm、高さ10cm程度）を受皿部分に置いて使用する構造とする

こと。

ウ 受皿部分が露出しない構造とすること。

エ 繰り返しの使用（5回以上）に耐えられる強度を十分保つこと。

オ 使用者の安全面を考慮し，強度と安定感のある構造とすること。

(4) 完成品の梱包

輸送中の破損を防ぐため，1個ずつクッション材等で梱包し，段ボール等に収納すること。

7 納入先及び履行確認場所

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局

（茨城県国体・障害者スポーツ大会局 競技式典課内 式典G）

【水戸市笠原町978-6】

または，甲が別途指定する場所

8 成果品

(1) 成果品の数量および納入期限は以下のとおりとする。

	成果品名	数量	納入期限
ア	炬火受皿完成イメージ図	A 4判 1～5ページ程度 20部 及び電子データ1部	平成30年 9月7日（金）
イ	炬火受皿実施設計	A 4判 5～10ページ程度 20部 及び電子データ1部	平成30年 9月7日（金）
ウ	炬火受皿試作品	炬火受皿2個	平成30年 9月7日（金）
エ	炬火受皿完成品	炬火受皿50個	平成31年 1月31日（木）
オ	炬火受皿取扱説明書	A 4判 1～5ページ程度 50部 及び電子データ1部	平成31年 1月31日（木）

※数量及び納入期限は，現段階での想定であり，変更が生じる場合がある。

(2) 電子データの提出は以下によること。

ア Windows 形式で表示可能とする。

イ 文章については，ワープロソフト（Microsoft 社Word シリーズ），計算表等については表計算ソフト（Microsoft 社Excel シリーズ）で作成することを基

本とする。ワープロソフトおよび表計算ソフトでの作成ができないものについては、PDF ファイルによること。

ウ 格納媒体はCD±R(RW) またはDVD±R(RW)を基本とする。また、収納ケース、CD±R(RW)およびDVD±R(RW)等に委託年度および委託件名等を付記すること。

(3) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに修正等を行うこと。

9 著作権等および使用

(1) 成果品に係る著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。また、甲は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(2) 第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用しないものとする。著作権等の問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は乙の責任において処理することとし、甲は責任を負わないものとする。

(3) 乙は、書面により甲の承諾を得なければ、成果品を公表できないものとする。

10 機密保持

(1) 乙は、本業務遂行にあたり、知り得た甲の機密事項について、第三者に漏らしてはならない。

(2) 乙は、甲から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体およびそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本調査が完了した時点をもって、直ちにすべての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

11 保障

納入物件の引き渡し後、いきいき茨城ゆめ大会（第19回全国障害者スポーツ大会）終了までに乙の責任による欠陥が生じた場合には、甲の指定する日時までに修理または代品を納入するものとする。

12 履行遅延

乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、茨城県財務規則第162条で定める遅延利息を準用する。

13 特記事項

- (1) 業務の履行に当たって、乙は甲と十分調整を行いながら業務を履行するものとする。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。